



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

8年後の遺産分割によって取得した代償金の評価

—代償金を相続開始時の時価に引き直した課税処分は適法と判断—

代償分割の対象財産が特定されている場合等には、相基通 11 の 2-9、同 11 の 2-10 において、代償金の相続開始時の時価への評価替え計算が認められています。今回ご紹介する判決は、相続開始から 8 年経過後に遺産分割協議が成立したために、同通達の計算方法による代償財産の価額が、実際の代償金の価額を上回ってしまったという事例です(平成 16 年 1 月 20 日東京地裁・棄却・Z888-0905)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

【事案の概要】

原告の父は、平成 4 年 10 月 9 日に死亡し(本件第 1 次相続)、その後平成 5 年 1 月 9 日母も死亡しました(本件第 2 次相続)。原告は、平成 5 年 9 月 22 日、共同相続人 A、B、C を相手方とする遺産分割調停の申立てを行い、審判へ移行した後、平成 11 年 5 月 14 日の東京高裁の決定を経て、平成 12 年 2 月 14 日遺産分割協議が成立しました。東京高裁決定は、A、B が借地権等を取得する代償として原告に対し代償金を支払うという内容であり、当該決定に基づき、原告が交付を受ける代償金については、その 2 分の 1 を本件第 1 次相続によって取得する旨の遺産分割協議書が作成されました。

被告 Y 税務署長は、本件代償金の価額を相続開始時における時価に引き直す必要があるとして、相基通 11 の 2-10 に規定する算式に準じて計算した結果、A からの代償金 623 万 5221 円は 796 万 1842 円、B からの代償金 2139 万 0221 円については 4322 万 1744 円を相続税の課税価格に算入される代償金の額と認定したものです。

【裁判所の判断】

1. 相続財産評価の基準時について、相続税法 22 条は、「相続…(中略)…に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によ」と規定し、民法 909 条本文は、「遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。」と規定しているので、遺産分割による財産の取得時は、遺産分割の時点ではなく、相続開始の時、すなわち、被相続人の死亡の時ということになる。
2. 本件では、相続は平成 4 年 10 月 9 日に開始しており、遺産分割がされたのは平成 12 年 2 月 14 日であるから、実際に遺産分割により取得した財産の価額と、それが効力を生ずるとされる相続開始の時における財産の価額とは、変動している可能性があるため、実際に遺産分割により取得した財産の価額を相続開始の時の時価に引き直す必要がある。
3. 近年のように、不動産の価格の下落傾向が続いている状況を前提に考えると、相続開始から何年も経てからの遺産分割により相続財産中の不動産を現物で得ることとなる者と、代償金を取得した者とは、相続税の負担につき、両者間に不公平感を生ずる場合があることは容易に理解し得るところであり、原告の主張は、このような感情論としては、理解し得るところである。しかし、経済情勢の変動等により、各個人に有利・不利が生ずることはやむを得ないところであり、当該不利益を被った者としては納得し難い面があるとしても、これを理由に課税処分を違法とすることはできない
……………(税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4版14枚)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込)で頒布しますのでご一報ください。

JUSTAX 第140号(平成17年3月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628